



知っていますか?

改正個人情報保護法が施行されます

平成27年9月に改正された個人情報保護法が、平成29年5月30日から施行されます。



個人情報とは、生存する個人に関する情報で、「当該情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの」又は「個人識別符号(免許証番号等)が含まれるもの」であり、顧客情報等以外にも従業員の情報も含まれます。

施行に伴い「取り扱う個人情報の数が5,000以下の事業者」へ適用が拡大され、個人情報を事業に活用する**全ての企業で情報管理のための安全管理措置を講ずる義務を負うこと**になります。

安全管理措置を講じる必要があります!!

情報を管理するために、「安全管理措置」を講ずる義務を負い、

- ① **組織的安全管理措置**
個人情報の取扱いに係る規律に従った運用 など
- ② **人的安全管理措置**
従業員に対する教育の実施 など
- ③ **物理的安全管理措置**
入退室の管理、盗難等の防止 など
- ④ **技術的安全管理措置**
個人情報へのアクセス権限の管理 など



を実施しなければなりません。

守るべきは企業の信用!!

義務違反があった場合、個人情報保護委員会からの勧告や命令があり、命令に違反した場合、罰則が科せられます。罰則以上に、「個人情報保護委員会から改善勧告や改善命令を受けた。」との情報が流れるだけで、**企業の信用失墜に繋がる**ことになりかねません。

サイバー犯罪（インターネットに関する犯罪）の通報やご相談は…

石川県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室



076-225-0110



cyber@police.pref.ishikawa.lg.jp